

南九州市選挙管理委員会告示第 14 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における公職選挙法第(昭和 25 年法律第 100 号)第 49 条第 1 項及び第 270 条の 2 第 1 項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間を次のとおり定めた。

令和 7 年 7 月 2 日

南九州市選挙管理委員会
委員長 門園博徳

事務取扱場所 南九州市選挙管理委員会事務局

事務取扱期間 令和 7 年 7 月 4 日から令和 7 年 7 月 19 日まで

事務取扱時間 午前 8 時 30 分から午後 8 時まで